

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は、株式会社大真空と称し、英文では D A I S H I N K U C O R P . と表示する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 通信機器および部品の製造販売
- (2) 電子機器および部品の製造販売
- (3) 結晶材料の製造販売
- (4) 通信機器および部品、電子機器および部品、結晶材料、これらに関する技術の販売、機械装置・工具の設計・製作・販売および賃貸
- (5) 発電および売電事業
- (6) 電子機器および部品の信頼性試験・分析の受託
- (7) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (8) 不動産の賃貸借管理
- (9) その他前各号に附帯する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を兵庫県加古川市に置く。

第 4 条 (機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、104,000,000 株とする。

第 7 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 8 条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2.株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3.当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 9 条 (株式取扱規則)

当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める「株式取扱規則」による。

第 10 条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第 11 条 (単元未満株式の買増請求)

当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 13 条 (招集の時期)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要のあるときに隨時招集する。

第 14 条 (招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長には取締役社長が当たる。

- 2.取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

第 15 条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 16 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

第 18 条 (員数)

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第 19 条 (選任方法)

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 20 条 (任期)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 21 条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

2.取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 22 条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2.取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

第 23 条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2.取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 25 条 (取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 27 条 (重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 28 条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 29 条 (取締役の責任免除)

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2.当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 30 条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2.監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 31 条 (監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 相談役

第 32 条 (相談役)

当会社は、取締役会の決議により、相談役若干名を委嘱することができる。

第 7 章 計算

第 33 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 34 条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- 2.当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

第 35 条 (自己の株式の取得)

当会社は、取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。

第 36 条 (配当金の除斥期間)

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

第 8 章 買 収 防 衛 策

第 37 条 (買収防衛策の導入等)

株主総会は、当会社の株式等の大量買付行為に関する対応策（以下「買収防衛策」という。）の導入、継続、変更および廃止について決議することができる。

2.前項に規定する買収防衛策の導入、継続、変更および廃止とは、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続およびこれに違反する者に対する対抗措置等を当会社が定め、その適用を継続し、その内容を変更し、またはその適用を廃止することをいう。

第 38 条 (新株予約権無償割当ての決議機関)

当会社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続に従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権無償割当てを行うことができる。

附則

第 1 条 (監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 59 回定時株主総会終結前の行為に関する同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。